

# 学校環境衛生基準（平成 21 年 4 月 1 日施行）

## 第1 教室等の環境

項目	回数	検査項目	基準	方法	備考
換気及び保温等	年 2 回	(1) 換気（二酸化炭素）	1500ppm 以下	検知管	各階 1 以上の教室等で児童生徒の在室時に行う  (4)(5) 空調等の設備のある教室 (6)(7) 燃焼器具を使用している教室」
		(2) 温度	10°C以上、30°C以下	アスマン通風乾湿計	
		(3) 相対湿度	30%以上、80%以下	アスマン通風乾湿計	
		(4) 浮遊粉じん	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	Low-VolumeAir Sampler 法又は相対濃度計	
		(5) 気流	0.5m/秒以下	カタ温度計又は微風速計	
		(6) 一酸化炭素	10ppm 以下	検知管	
		(7) 二酸化窒素	0.06ppm	ザルツマン法	
採光及び照明	年 2 回	(8) 揮発性有機化合物 ア. ホルムアルデヒド イ. トルエン ウ. キシレン エ. パラジクロロベンゼン オ. エチルベンゼン カ. スチレン	100 µg/m <sup>3</sup> 以下 260 µg/m <sup>3</sup> 以下 870 µg/m <sup>3</sup> 以下 240 µg/m <sup>3</sup> 3800 µg/m <sup>3</sup> 以下 220 µg/m <sup>3</sup> 以下	吸引方式:30分間2回以上 拡散方式:8時間以上 ア:HPLC 法 イ~カ:GC-MS 法	温度が高い時期必要に応じて行う  基準値を著しく下回る場合、次回より省略できる
		(9) ダニ又はダニアレルゲン	100 匹/m <sup>2</sup> 以下又はこれと同等のアレルゲン量以下	顕微鏡で計数、又は酵素免疫測定法	保健室の寝具、カーペット敷きの教室等
採光及び照明	年 2 回	(1) 照度	(ア) 教室の机上面 下限値 300 lx(ルクス) 教室及び黒板の照度は、500 lx 以上が望ましい。 (イ) 最大照度と最小照度の比 20:1を超えないこと(10:1を超えないことが望ましい) (ウ) コンピュータ使用の机上面 500~1000 lx 程度 (エ) テレビやディスプレイ面の垂直面照度 100~500 lx程度	JIS C1609の規格に適合する照度計を用いる 教室及び黒板の 9 か所を測定し、最大・最小照度で示す	
		(2) まぶしさ	まぶしくないこと		

騒音	年	(1)騒音環境	校内外の騒音影響がないこと		
	2 回	(2)騒音レベル	等価騒音レベル(児童生徒がいない状態) 閉窓時:LAeq 50dB以下 開窓時:LAeq 55dB 以下	JIS C1509 に規定する 普通騒音計 A 特性で 5 分間測定	基準値を著しく 下回る場合、次 回より省略でき る

## 第2 飲料水の水質及び施設・設備

飲料水等の水質	水道水	(1) 飲料水 ア. 一般細菌 イ. 大腸菌 ウ. 塩化物イオン エ. 全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量 オ. pH値 カ. 味 キ. 臭気 ク. 色度 ケ. 濁度 コ. 遊離残留塩素	100コロニー/ml以下 検出されないこと 200mg/L以下 3mg/L以下 (10mg/L以下) 5.8~8.6 異常でないこと 異常でないこと 5度以下 2度以下 0.1mg/L以上	コ:水道法による 他は水質基準に関する 省令による	貯水槽ごとに行 う * 井戸水等は別 に定める回数
	年 2 回	(2) 雑用水 ア. pH値 イ. 臭気 ウ. 外観 エ. 大腸菌 オ. 遊離残留塩素	5.8 ~8.6 異常でないこと ほとんど無色透明であること 検出されないこと。 0.1mg/l(結合残留塩素の場 合は0.4mg/l)以上	ア、イ、エ:水質基準に 関する省令による ウ:目視 オ:水道法による	
飲料水等の施設・設備	水道水	(1) 飲料水 給水源の種類、維持管理 状況等、清潔状態、故障 等の有無、塩素消毒設 備等	異常、故障、水質に影響を与えない等、機能が適切に維持されていること。	点検、図面、清掃作業 報告書	* 井戸水等年 2 回
	年 2 回	(2) 雑用水 水管には雨水等雑用水の 表示、水栓には飲用不可 の表示、清潔状態、故障 等の有無等	異常、故障等、機能が適切に 維持されていること。	点検、図面	

### 第3 水泳プール

項目	回数	検査項目	基準	方法	備考
水泳プールの水質	使用期間中の30日間に1回	(1) 遊離残留塩素 (2) pH値 (3) 大腸菌 (4) 一般細菌 (5) 有機物等 (6) 濁度 (7) 総トリハロメタン	0.4mg/L以上、1.0mg/L以下 5.8 ~8.6 検出されないこと 200コロニー/mL以下 過マンガン酸カリウム消費量として12mg/L以下 2度以下 0.2mg/L以下	(1) 水道法による (2) ~ (4) (6)~(8): 水質基準に関する省令による  試用期間中1回以上	
	年1回	(8) 循環ろ過装置の処理水	循環ろ過装置の出口における濁度 0.5 度以下、0.1 度以下が望ましい		
水泳プールの施設・設備	年1回	プール本体の衛生状況等 付属施設・設備の管理状況、衛生状態	定期的に全換水するとともに、清掃が行われていること。 故障がないこと		
		屋内プール	二酸化炭素 1500ppm 以下 塩素ガス 0.5ppm 以下 水平面照度 200 lx 以上	検知管	
水泳プールの日常管理		(ア)遊離残留塩素  (イ) pH値  (ウ) 透明度	プールの使用前及び使用中1時間ごとに1回以上測定 0.4mg/L以上、1.0mg/L以下 プールの使用前に1回測定 5.8 ~8.6 水中で3m 離れた位置から壁面が明確に見える		

雑則: 検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じて閲覧できるように保存する。